

厚生労働省発障0401第2号
令和3年4月1日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

障害者自立支援給付費の国庫負担について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）等に基づく国庫負担金の交付については、平成21年5月11日厚生労働省発障第0511002号本職通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和3年4月1日から適用することとされたので通知する

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村に対する周知につき配慮願いたい。

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="107 272 170 300">別紙</p> <p data-bbox="353 368 860 395">障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱</p> <p data-bbox="118 467 282 494">1～15（略）</p>	<p data-bbox="1124 272 1187 300">別紙</p> <p data-bbox="1370 368 1877 395">障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱</p> <p data-bbox="1135 467 1299 494">1～15（略）</p>

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後				現行			
5 やむを得ない措置				5 やむを得ない措置			
		用から、同通知の別紙に基づき算定した利用者負担額を控除した額（治療に要する費用を除く。）*	必要な扶助費等又は委託料（治療に要する費用を除く。）*			用から、同通知の別紙に基づき算定した利用者負担額を控除した額（治療に要する費用を除く。）*	必要な扶助費等又は委託料（治療に要する費用を除く。）*
		*	*			*	*
		2 障害者支援施設の場合*	*			2 障害者支援施設の場合*	*
		1月につき54,000円（1月に満たない月がある場合は、日割りにより計算した額）*	*			1月につき53,500円（1月に満たない月がある場合は、日割りにより計算した額）*	*
		*	*			*	*
		3 生活介護事業所、短期入所事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所の場合*	*			3 生活介護事業所、短期入所事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所の場合*	*
		1食につき530円（食事の提供が行われた場合に限る。）				1食につき530円（食事の提供が行われた場合に限る。）	
別紙様式1（略）				別紙様式1（略）			

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>別紙様式 2</p> <p>別紙様式 2</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 _____</p> <p>令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金の交付申請について</p> <p>標記について、管内市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。</p> <p>申請額（市町村分） 金 円</p> <p>（添付書類） 障害者自立支援給付費国庫負担金市町村分申請額内訳 （別紙A）</p> <p>様式 2 の別紙 A～別添 1 （2）（略）</p>	<p>別紙様式 2</p> <p>別紙様式 2</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 印</p> <p>令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金の交付申請について</p> <p>標記について、管内市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。</p> <p>申請額（市町村分） 金 円</p> <p>（添付書類） 障害者自立支援給付費国庫負担金市町村分申請額内訳 （別紙A）</p> <p>様式 2 の別紙 A～別添 1 （2）（略）</p>

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>別紙様式 3</p> <hr/> <p>別紙様式 3</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 _____</p> <p>令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。</p> <p style="text-align: right;">申請額 金 円</p> <p>〈添付書類〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者自立支援給付費国庫負担金所要額調書（令和 年度） 〈別紙A〉 2 障害者自立支援給付費事業計画書 〈別紙B〉 3 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本 	<p>別紙様式 3</p> <hr/> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p>令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。</p> <p style="text-align: right;">申請額 金 円</p> <p>〈添付書類〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者自立支援給付費国庫負担金所要額調書（令和 年度） 〈別紙A〉 2 障害者自立支援給付費事業計画書 〈別紙B〉 3 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行																																				
<p>(別添) 参考資料</p> <p>別添)参考資料</p> <p>令和_年地域区分表</p> <table border="1" data-bbox="367 422 828 873"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地</td> <td>千分の千二百二十一</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる二級地</td> <td>千分の千九十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる三級地</td> <td>千分の千九十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる四級地</td> <td>千分の千七十二</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる五級地</td> <td>千分の千六十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる六級地</td> <td>千分の千三十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる七級地</td> <td>千分の千十八</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げるその他</td> <td>千分の千</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	割合	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十一	地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六	地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十	地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二	地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十	地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六	地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八	地域区分欄に掲げるその他	千分の千	<p>(別添) 参考資料</p> <p>別添)参考資料</p> <p>令和元年地域区分表</p> <table border="1" data-bbox="1408 419 1827 868"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地</td> <td>千分の千二百二十一</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる二級地</td> <td>千分の千九十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる三級地</td> <td>千分の千九十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる四級地</td> <td>千分の千七十二</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる五級地</td> <td>千分の千六十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる六級地</td> <td>千分の千三十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる七級地</td> <td>千分の千十八</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げるその他</td> <td>千分の千</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	割合	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十一	地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六	地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十	地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二	地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十	地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六	地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八	地域区分欄に掲げるその他	千分の千
地域区分	割合																																				
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十一																																				
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六																																				
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十																																				
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二																																				
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十																																				
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六																																				
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八																																				
地域区分欄に掲げるその他	千分の千																																				
地域区分	割合																																				
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十一																																				
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六																																				
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十																																				
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二																																				
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十																																				
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六																																				
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八																																				
地域区分欄に掲げるその他	千分の千																																				

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>別添 2、様式 3 の別紙 B (略)</p> <p>別紙様式 4</p> <p>別紙様式 4</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p>令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇市(町村)</p> <p>令和 年 月 日第 号で申請のあった令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)</p> <p>第 6 条 { 第 1 項の規定により、 第 3 項の規定により修正のうえ、 } 令和 年 月 日</p> <p>厚生労働省発障 第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同第 8 条の規定により通知する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事〇〇〇〇</p> <hr/> <p>1 負担金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和 年 月 日厚生労働省発障 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の 4 に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。</p> <p>2 事業に要する経費及び負担金の額は、別紙のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は負担金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。</p> <p>3 この負担金の額の確定は、交付要綱の 5 に定める交付額の算定方法により行われるものである。</p> <p>4 この負担金は、交付要綱の 7 に掲げる事項を条件として交付するものである。</p> <p>5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の 1 2 に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。</p>	<p>別添 2、様式 3 の別紙 B (略)</p> <p>別紙様式 4</p> <p>別紙様式 4</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p>令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇市(町村)</p> <p>令和 年 月 日第 号で申請のあった令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)</p> <p>第 6 条 { 第 1 項の規定により、 第 3 項の規定により修正のうえ、 } 令和 年 月 日</p> <p>厚生労働省発障 第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同第 8 条の規定により通知する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事〇〇〇〇 印</p> <hr/> <p>1 負担金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和 年 月 日厚生労働省発障 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の 4 に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。</p> <p>2 事業に要する経費及び負担金の額は、別紙のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は負担金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。</p> <p>3 この負担金の額の確定は、交付要綱の 5 に定める交付額の算定方法により行われるものである。</p> <p>4 この負担金は、交付要綱の 7 に掲げる事項を条件として交付するものである。</p> <p>5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の 1 2 に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。</p>

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>様式4の別紙(略)</p> <p>別紙様式5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>別紙様式5</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p style="text-align: center;">令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金 変更交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇市(町村)</p> <p>令和 年 月 日厚生労働省発障 第 号で交付決定された令和 年度障害者 自立支援給付費国庫負担金については、 { 令和 年 月 日第 号申請に基づき、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30年法律第179号)第10条第1項の規定により } 令和 年 月 日厚生労働省発障 第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。 (超過交付が生じた場合) なお、超過交付となった金 円については、同法第18条第1項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命じられたので併せて通知する。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 都道府県知事〇〇〇〇</p> <p>1 負担金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和 年 月 日厚生労働 省発障 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」 (以下「交付要綱」という。)の4に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。 2 事業に要する経費及び負担金の額は、別紙のとおりである。 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に 関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる 期限は令和 年 月 日とする。</p> </div>	<p>様式4の別紙(略)</p> <p>別紙様式5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>別紙様式5</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p style="text-align: center;">令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金 変更交付決定通知書</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇市(町村)</p> <p>令和 年 月 日厚生労働省発障 第 号で交付決定された令和 年度障害者 自立支援給付費国庫負担金については、 { 令和 年 月 日第 号申請に基づき、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30年法律第179号)第10条第1項の規定により } 令和 年 月 日厚生労働省発障 第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。 (超過交付が生じた場合) なお、超過交付となった金 円については、同法第18条第1項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命じられたので併せて通知する。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日 都道府県知事〇〇〇〇 印</p> <p>1 負担金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和 年 月 日厚生労働 省発障 第 号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱」 (以下「交付要綱」という。)の4に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。 2 事業に要する経費及び負担金の額は、別紙のとおりである。 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に 関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる 期限は令和 年 月 日とする。</p> </div>

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>別紙様式 5 の別紙 (略)</p> <p>別紙様式 6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>別紙様式 6</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;"> 番 号 年 月 日 </div> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 _____</p> <p style="text-align: center;">令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金の事業実績報告について</p> <p>令和 年 月 日厚生労働省発障 第 号により交付決定を受けた管内市町村分の標記に係る事業実績について、次のとおり報告があり、内容を審査した結果適正と認められるので、関係書類を添えて報告する。</p> <p>〈添付書類〉 障害者自立支援給付費国庫負担金市町村分精算書集計表 (別紙A)</p> </div>	<p>別紙様式 5 の別紙 (略)</p> <p>別紙様式 6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>別紙様式 6</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;"> 番 号 年 月 日 </div> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 印</p> <p style="text-align: center;">令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金の事業実績報告について</p> <p>令和 年 月 日厚生労働省発障 第 号により交付決定を受けた管内市町村分の標記に係る事業実績について、次のとおり報告があり、内容を審査した結果適正と認められるので、関係書類を添えて報告する。</p> <p>〈添付書類〉 障害者自立支援給付費国庫負担金市町村分精算書集計表 (別紙A)</p> </div>

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>様式6の別紙A(略) 別紙様式7</p> <hr/> <p>別紙様式7</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 —</p> <p>令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金の事業実績報告について</p> <p>令和 年 月 日厚生労働省発障 第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、関係書類を添えて報告する。</p> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者自立支援給付費国庫負担金精算書(令和 年度)(別紙) 2 歳入歳出決算書(又は見込書)抄本 	<p>様式6の別紙A(略) 別紙様式7</p> <hr/> <p>別紙様式7</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 </p> <p>令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金の事業実績報告について</p> <p>令和 年 月 日厚生労働省発障 第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、関係書類を添えて報告する。</p> <p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者自立支援給付費国庫負担金精算書(令和 年度)(別紙) 2 歳入歳出決算書(又は見込書)抄本

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行																																				
<p>様式7の別紙(略)</p> <p>様式7の別添1(1)～別添1(2)(略)</p> <p>(別添)参考資料</p> <p>別添)参考資料</p> <p style="text-align: center;">令和__年地域区分表</p> <table border="1" data-bbox="367 456 828 871"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地</td> <td>千分の千二百二十一</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる二級地</td> <td>千分の千九十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる三級地</td> <td>千分の千九十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる四級地</td> <td>千分の千七十二</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる五級地</td> <td>千分の千六十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる六級地</td> <td>千分の千三十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる七級地</td> <td>千分の千十八</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げるその他</td> <td>千分の千</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	割合	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十一	地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六	地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十	地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二	地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十	地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六	地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八	地域区分欄に掲げるその他	千分の千	<p>様式7の別紙(略)</p> <p>様式7の別添1(1)(略)～別添1(2)(略)</p> <p>(別添)参考資料</p> <p>別添)参考資料</p> <p style="text-align: center;">令和__年地域区分表</p> <table border="1" data-bbox="1408 469 1827 916"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地</td> <td>千分の千二百二十一</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる二級地</td> <td>千分の千九十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる三級地</td> <td>千分の千九十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる四級地</td> <td>千分の千七十二</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる五級地</td> <td>千分の千六十</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる六級地</td> <td>千分の千三十六</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げる七級地</td> <td>千分の千十八</td> </tr> <tr> <td>地域区分欄に掲げるその他</td> <td>千分の千</td> </tr> </tbody> </table>	地域区分	割合	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十一	地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六	地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十	地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二	地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十	地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六	地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八	地域区分欄に掲げるその他	千分の千
地域区分	割合																																				
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十一																																				
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六																																				
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十																																				
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二																																				
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十																																				
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六																																				
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八																																				
地域区分欄に掲げるその他	千分の千																																				
地域区分	割合																																				
厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号)の第一号の表の上欄(以下「地域区分欄」という。)に掲げる一級地	千分の千二百二十一																																				
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六																																				
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十																																				
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二																																				
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十																																				
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六																																				
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八																																				
地域区分欄に掲げるその他	千分の千																																				

○障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>第2 対象経費の支出済額内訳～別添2 (略)</p> <p>別紙様式8</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">別紙様式8</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p style="text-align: center;">令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金交付額確定通知書</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇市(町村)</p> <p>令和 年 月 日第 号で交付決定通知した令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金については、令和 年 月 日第 号事業実績報告に基づき令和 年 月 日厚生労働省発障 第 号をもって交付額が別紙のとおり確定されたので通知する。</p> <p>なお、精算不足分として金 円を追加交付することとされたので通知する。</p> <p>また、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命じられたので通知する。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事〇〇〇〇</p> </div> <p>様式8の別紙(略)</p>	<p>第2 対象経費の支出済額内訳～別添2 (略)</p> <p>別紙様式8</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: right;">別紙様式8</p> <p style="text-align: right;">番 号</p> <p style="text-align: center;">令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金交付額確定通知書</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇市(町村)</p> <p>令和 年 月 日第 号で交付決定通知した令和 年度障害者自立支援給付費国庫負担金については、令和 年 月 日第 号事業実績報告に基づき令和 年 月 日厚生労働省発障 第 号をもって交付額が別紙のとおり確定されたので通知する。</p> <p>なお、精算不足分として金 円を追加交付することとされたので通知する。</p> <p>また、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命じられたので通知する。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事〇〇〇〇 印</p> </div> <p>様式8の別紙(略)</p>